

# 令和 5 年度 京都市立大淀中学校「学校いじめの防止等基本方針」

## 1 総則

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条、また、いじめの積極的な認知や組織対応が徹底されていないことを受けた「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定、さらに、京都市での「京都市いじめの防止等取組指針（平成 29 年 9 月改定）」の改定を踏まえ、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

### (2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関する問題（※）である、いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置する事がないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

※国立教育政策研究所の追跡調査では小4～中3の6年間で、9割程度の児童生徒がいじめに巻き込まれている（国立教育政策研究所『いじめ追跡調査 2010～2012』2013 年）

## 2 いじめ対策委員会

### (1) 構成

学校長 教頭 副教頭 生徒指導部長 補導主任 各学年主任 養護教員 教育相談主任  
スクールカウンセラー

### (2) 役割

- 各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に活かす。
- 定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- 生徒指導委員会、補導部会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

### (3) 開催時期

○定例月1回 臨時随時

### (4) 生徒・保護者への周知方法等

○始業式と学年集会において、生徒にいじめ対策委員会のメンバーを紹介し、保護者には学校だよりや学年・学級懇談会時に広報する。

### (5) その他

○下記定例の校内会議においても、いじめ事案に関する情報共有等を積極的に行う。

#### 《生徒指導委員会》

[実施予定] 毎週1回

[構成員] 校長 教頭 副教頭 生徒指導部長 補導主任 各学年主任 養護教員  
教育相談主任 スクールカウンセラー

[内容] • 各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に活かす。  
• 問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。  
• いじめの未然防止のための校内体制・学年体制について検討・実践する。

#### 《補導部会》

[実施予定] 毎週1回

[構成員] 校長 教頭 生徒指導部長 補導主任 各学年補導係  
[内容] • 各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に活かす。  
• 問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。  
• 問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し実践する。  
• いじめにつながる生徒の動向をつかみ、指導を検討し実践する。

## 3 学校いじめ防止プログラム

### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

#### ○学習環境の整備

・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律（学びの作法）の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。

#### ○授業改善（「わかる授業」「生徒指導の機能が活かされた授業づくり」）

・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。  
・公開授業週間、校内授業研究日、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。  
・自生徒指導の実践上の4つの視点が生かされた授業づくり（自己存在感の感受 共感的な人間関係の育成 自己決定の場の提供 安全安心な風土の醸成自己存在感を与える）を常に念頭に置きながら授業づくりに務める。具体的には、生徒の独自性や個別性、そして主体性を大切にし、人間的な触れ合いを大事に指導にあたる。

#### ○道徳教育・人権教育の充実

・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域

の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。そのためにこれまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらも、いじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため、生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う。また、休日参観で道徳の授業を行い、生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。

- ・人権教育の効果的な実施を図るために、教育課程の編成や生徒指導、学級経営等をはじめ、すべての学校教育活動において人権尊重の精神を根幹に据え、徹底した取組を行う。

#### ○生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。
- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。

#### ○生徒同士の絆づくり

- ・京都市中学校生徒会宣言を様々な機会を捉え、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え方行動実践できる力を育てる。

### (2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

#### ○日常の生徒に関する情報共有

- ・日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実に行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。今まで当たり前だと思っていたことを点検し、意識的・積極的に活用していく。

#### ○生徒に関する定期的な調査

- ・日常の生徒観察に加えいじめに関するアンケート、アセス（学校適応感尺度）を複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ・日常の随時の教育相談はもちろんのこと年2回の教育相談週間を設定し、前述のアセス等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。
- ・学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨や国立教育政策研究所の報告を踏まえたうえで結果を分析し、成果と課題を周知するとともに課題解消のための対策を講じる。

#### ○上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・毎週開催する生徒指導委員会や補導部会、月1回開催のいじめ対策委員会において、上記調査結果の分析と検証を行い、学校組織として対応する具体策を立案する。

### (3) いじめが起った時の措置及び再発防止に向けた取組

#### ○基本的な考え方

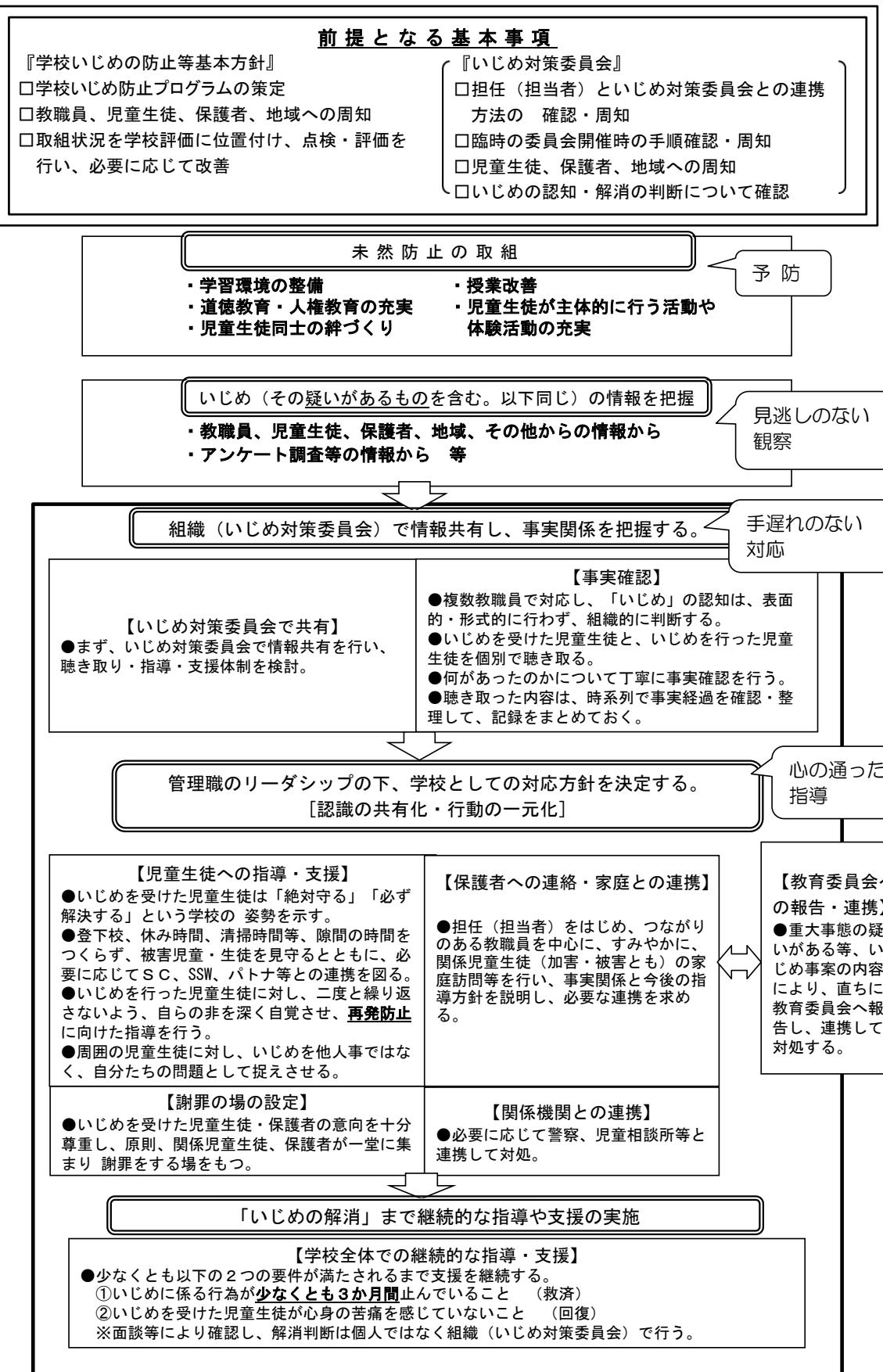
- ・初期段階のいじめや、消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、

解決に向けた取組を行う。

・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

○いじめやその疑いを把握した時の校内での情報共有及び対応（フローチャートで図示）

## 《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》



## ○インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・教科指導（社会科、技術・家庭科）の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

## ○「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめの解消は、以下の要件を満たすことが必要である。
  - ① いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること
  - ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ・いじめ事案の指導後、各週の補導部会で関係生徒の動向を情報共有し、解消、再発防止に向け注視するとともに、学年会や職員会議でも共有する。

### （4）教職員の資質能力向上の取組

- ・日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・校内研修会（4月当初・夏季研修・年度末反省）でいじめ防止対策に関する研修を実施する。  
(※国立教育政策研究所作成の「いじめに関する校内研修ツール」を活用)
- ・定期的に生徒観察の視点点検（チェックシートの実施）を行い教職員相互で補完する。

## 4 保護者・地域、関係機関との連携

### ○保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章」（京都はぐくみ憲章）を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・学年懇談会等において、いじめ防止対策推進法の趣旨を保護者に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないとの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか？』と同等、『他の子どもをいじめていないか？』の家庭での声かけを生み出していくようにする。
- ・学校運営協議会や地域生徒指導連絡協議会において、いじめ防止対策推進法の趣旨を地域にも周知する。

## 5 重大事態への対処

### ○基本的な考え方と発生した時の対応

- ・重大事態とは、いじめにより生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあり、また、相当期間（30日を超える）の欠席を余儀なくされている疑いが認められる場合である。

- ・重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

#### ＜参考＞

##### ○いじめ防止対策推進法

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

##### ○京都市いじめの防止等に関する条例

(学校いじめの防止等基本方針)

第10条 市立学校は、法第13条の規定に基づき、当該市立学校の実情に応じ、当該市立学校に係るいじめの防止等のための取組に関する基本的な方針（以下「学校いじめの防止等基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 学校いじめの防止等基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 市立学校に係るいじめの防止等のための具体的な取組に関する事項
  - (2) 法第22条の規定に基づき置かれるいじめの防止等のための取組のための組織に関する事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市立学校に係るいじめの防止等のための取組に関し必要な事項
- 3 市立学校は、定期的に学校いじめの防止等基本方針の見直しを行い、必要な変更を加えなければならない。この場合において、当該市立学校に係る学校評価（学校教育法第42条（同法第49条、第62条及び第82条において準用する場合を含む。）に規定する評価をいう。）の結果を考慮するとともに、学校運営協議会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項に規定する学校運営協議会をいう。）の会議の開催その他の適切な方法により、保護者、地域住民その他の関係者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。
- 4 市立学校は、学校いじめの防止等基本方針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表し、保護者、地域住民その他の関係者の理解と協力を得るよう努めなければならない。

## 6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。  
ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム P D C A サイクルの確認」	・入学式 ・学級開き ・全校集会で生徒に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・新入生を迎える会 ・学級目標決め 【1年】非行防止教室	・前年度の記名式アンケート・アセスについて確認と共有	・授業参観 ・家庭訪問週間
5	◇いじめ対策委員会② 「未然防止に向けた取組の確認」 「アセスの実施に向けて」 ◆校内研修会② 「いじめに関して、気になる生徒の共有」 「学校評価項目の確認」 ◆小中合同研修会 「授業を伴う研修会の実施（生徒指導の三機能を活かす）」	・憲法月間の講話「いじめの問題」について ・小中連携授業参観①  【1年】校外学習	・教育相談の実施① ・第1回アセスの実施、学年集約と共有①	・PTA 総会 ・休日参観 ・道徳公開授業 ・学級懇談会 ・学校運営協議会①
6	◇いじめ対策委員会③ 「アセス・教育相談の結果の共有と対策」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」	【2年】職場体験 【3年】修学旅行  【1年】生徒総会 【1年】小中連携授業参観②  【1年】ケータイ教室 【2年】防煙教室	・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有①	
7	◇いじめ対策委員会④ 「学校評価の実施に向けて」 ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」	【3年】薬物乱用防止教室・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・サマースタディ ・学年集会 ・小中児童生徒会交流会	・7月期学校評価（生徒・保護者・教職員）	・家庭地域教育講座 ・三者懇談会
8	◇いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直し①P D C A サイクル」 「いじめ防止を含む夏季校内研修」に向けて ◆校内夏季研修会③	・生徒会リーダー講習会 「いじめのない学校にするために」	・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	・地域パトロール ・小中合同夏季研修会

	<p>「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」</p> <p>◆生徒指導委員会</p> <p>「夏休み明けの生徒の様子について」</p> <p>「不登校生徒への関わりについて」</p> <p>「自殺予防について」</p> <p>◆小中合同研修会</p> <p>「授業を伴う研修会の実施（生徒指導の三機能を活かす）」</p> <p>「いじめ問題について協議、連携を深める」</p>			
9	<p>◆いじめ対策委員会⑥</p> <p>「学校評価の結果について①P D C Aサイクル」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>合唱コンクール、体育大会に向けての取組</li> <li>合唱コンクール</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>学校運営協議会②</li> </ul>
10	<p>◆いじめ対策委員会⑦</p> <p>「学校評価を受けて改善策を考える」</p> <p>「記名式アンケートの実施に向けて」</p> <p>◆臨時いじめ対策委員会</p> <p>「情報の共有と組織的対応」</p> <p>◆校内研修会④</p> <p>「いじめに特化した出前研修の実施」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>音楽の集い（小中合同）</li> <li>体育大会</li> <li>小中連携授業参観③</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳公開授業</li> </ul>
11	<p>◆いじめ対策委員会⑧</p> <p>「年間の取組の見直し①」</p> <p>「アセスの実施に向けて」</p> <p>◆職員会議・研修会</p> <p>「授業を伴う研修会の実施（生徒指導の三機能を活かす）」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権標語の作成と発表</li> <li>小学生授業＆部活動体験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回アセスの実施、学年集約と共有②</li> <li>教育相談の実施②（3年進路相談）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>進路保護者会</li> <li>入学説明会</li> <li>家庭地域教育講座</li> </ul>
12	<p>◆いじめ対策委員会⑨</p> <p>「アンケート調査・クラススマネジメントシート・教育相談の結果の共有」</p> <p>「いじめ防止プログラムの見直し②P D C Aサイクル」</p> <p>「次年度の基本方針の見直しと作業について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権学習</li> <li>大淀ヒューマンタイム</li> <li>冬季休業を迎えるにあたっての心構え</li> <li>学年集会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>12月期学校評価（生徒・保護者・教職員）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大淀ヒューマンタイム</li> <li>三者懇談会</li> </ul>
1	<p>◆いじめ対策委員会⑩</p> <p>「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」</p> <p>「アセスの実施に向けて」</p> <p>◆年間反省①（部会ごと）</p> <p>「今年度の反省と来年度への課題の共有」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中連携の情報の集約について</li> </ul>		

2	<p>◇いじめ対策委員会⑪ 「アセスの結果から」 「学校評価の結果について②P D C Aサイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」</p>	<p>・生徒会の小学校訪問</p>	<p>・第3回アセスの実施、 学年集約と共有③</p>	<p>・授業参観 ・学年懇談会 ・学校運営協議会 ③</p>
3	<p>◇いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直し③P D C Aサイクル」 ◆職員会議 「学校評価の共有と改善策について」 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」</p>	<p>・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会</p>	<p>・記名式アンケートの 保管 ・アセスデータ保管</p>	

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・「学校いじめ防止プログラムの見直し」（P D C Aサイクル 8月・12月・3月）
- ・「いじめに関する記名式アンケート」「アセス（学校適応感尺度」「教育相談」
- ・「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」
- ・「校内生徒指導研修」
- ・「授業参観」「学級懇談会」「自由参観週間」「学校運営協議会」

※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。

※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を、臨時で速やかに開催する。

事案の経過や解消の確認（指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過）については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で、隨時行い情報等を共有する。